

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象の発生について

平成23年3月14日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成23年3月11日、当社福島第一原子力発電所1号機（沸騰水型、定格出力46万キロワット）、2号機および3号機（沸騰水型、定格出力78万4千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、午後2時46分頃に東北地方太平洋沖大震災により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

（お知らせ済み）

その後、3号機において、原子炉へ注水を行っていましたが、本日午前6時50分現在、原子炉格納容器圧力が530キロパスカルまで上昇したことから、本日午前7時44分、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（格納容器圧力異常上昇）が発生したと判断しました。

その後格納容器圧力は、緩やかに低下いたしました（午前9時5分現在、490キロパスカル）。

本事象に伴い、3号機の作業員を一時待避させておりましたが、格納容器圧力が低下したことから、現場作業に復帰し圧力降下作業に全力で取り組んでおります。

以上

（お問い合わせ先）

福島第一原子力発電所
広報部
TEL 0240-32-2101（代表）

本資料については、当時公表したものの、ホームページへ掲載していなかったことがわかったため、
本日(H24.7.18)掲載いたしました。